

福島第一原子力発電所事故の損害賠償に関する個別相談会 開催要領

1 目 的

東京電力福島第一原子力発電所事故から 14 年が経過し、県内の空間放射線量率は事故前の水準までほぼ戻りつつある。一方で県産農林水産物の一部品目では出荷制限等が継続しているほか、多核種除去設備等処理水（以下、処理水）の海洋放出が令和 5 年 8 月から開始されたことに伴い、一部の国・地域が日本からの水産物の輸入規制を措置したことで、県内の水産業関係者や輸出関係者に影響が出ている。

このため、県では処理水の海洋放出を含む県内の原発事故被害関係事業者による損害賠償請求を支援するため、仙台弁護士会及び東京電力ホールディングス（株）と連携して個別相談会を開催するもの。

2 主 催 宮城県

3 開催日時及び開催場所

開催日	開催場所	開催会場	開催時間
令和 7 年 7 月 25 日（金）	仙台合同庁舎	201・202 会議室	13:30 ～ 15:30 (13:00 より 受付開始)
令和 7 年 7 月 29 日（火）	大崎合同庁舎	503・505 会議室	
令和 7 年 8 月 19 日（火）	石巻合同庁舎	201・202 会議室	
令和 7 年 8 月 22 日（金）	大河原合同庁舎	入札室・301 会議室	
令和 7 年 8 月 26 日（火）	気仙沼合同庁舎	503・504 会議室	

4 対 象 者 県内在住の個人事業主、法人及び市町村職員（民間損害賠償対応担当）

5 内 容

仙台弁護士会及び東京電力ホールディングス（株）による事業者等及び関係者に対する個別相談

6 留 意 点

- （1）仙台弁護士会所属弁護士及び東京電力担当者による相談ブースをそれぞれ設置し、相談内容に応じて各ブースで相談に対応するもの。
- （2）ブース毎に相談員 2 名を配置し、1 組 30 分～60 分、4～6 組程度（先着順）の相談に対応。
- （3）事前申し込みによる予約制とし、受付の際に相談概要を聞き取り、事前に担当弁護士や東京電力担当者に情報提供し、どの相談ブースで対応するか調整する。
- （4）民間損害賠償の対応等を行う市町村職員の相談にも応じるが、希望者多数の場合は事業者の相談を優先する。
- （5）申込期限までに相談の申し込みがない場合は開催しない。

7 申し込み方法

会場ごとに申込期限（開催日の 1 週間前）まで電話、ファクシミリ、メールで原子力安全対策課宛てに申し込む。

8 相談費用 無料

9 申し込み・問合せ先

宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課事故被害対策班 担当：西山・千葉
住 所：宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
電 話：022-211-2340 / FAX：022-211-2695
メール：gentaij@pref.miyagi.lg.jp